令和８年（フ）第２４４号
岡山市北区田町二丁目７番17号　Ｍａｙｆａｉｒ田町Ｐｒｅｍｉｕｍ1002、旧住所東京都新宿区四谷４丁目10番地１　ＣＯＭ．Ｙ．Ｓ102
破産者　西村　亘平
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５６号
広島県安芸郡府中町本町５丁目11番21号101号
破産者　大関　　薫
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２５号
広島市佐伯区海老山町11番２号フローレンス海老山公園グランドアーク802号室、住民票上の住所広島市東区牛田新町３丁目11番38―205号
破産者　Ｂ．Ｄこと　坂本　　円
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３００号
高知市大津乙896番地１　ライトハウス大津Ｉ―106号、旧住所高知県香美市土佐山田町楠目3532番地、開始決定時の住所高知市東雲町７番13―６号　Ｋビレッジ東雲101
破産者　楠瀬　泰三
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４３号
長崎県長崎市平戸小屋町５番22号、旧住所福岡県福岡市中央区長浜３丁目２番10―303号　Ｌａ　Ｆａｓｅ　Ｌｕｆｉｎａ　ＴＥＮＪＩＮ
破産者　深井　真央
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３２０号
沖縄県うるま市喜仲３丁目30番11号　仲地アパート103（開始決定時の住所）沖縄県うるま市喜仲３丁目30―11　なかちアパート103（住民票上の前住所）沖縄県うるま市字赤道248番地７　１階
破産者　上原　顕蔵
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第７１号
沖縄県宜野湾市大山２丁目21番８号　バニヤンガーデン３―Ｄ
破産者　友利　　暁
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１７２号
沖縄県うるま市字赤野1399番地１　クレイノリバーサイド赤野101
破産者　福井　洸貴
１　決定年月日　令和８年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５４号
北海道苫小牧市音羽町２丁目１番16号　さくらハウス201
破産者　小笠原一郎
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第２８４号
函館市日吉町３丁目３番４号、破産開始決定時の住所函館市桔梗４丁目19番10号
破産者　河田　　隆
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第３６６号
北海道千歳市末広８丁目９番14―407号
破産者　上田　宏平
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２０７号
北海道二海郡八雲町落部332番地
破産者　日下部美希
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１０６号
北海道帯広市東11条南６丁目26番地５
破産者　浜頭　弥生
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第３８号
北海道北見市高栄東町３丁目25番６号　スマイルハウスあゆみ、前住所北海道北見市端野町二区347番地25
破産者　高橋電設こと　高橋　　敦
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第９７号
秋田県潟上市天王字上北野76番地６、旧住所秋田市旭川新藤田西町10番11号
破産者　山本　　叡
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９８号
秋田県潟上市天王字上北野76番地６、旧住所秋田市旭川新藤田西町10番11号
破産者　山本　京子
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６号
秋田県横手市大森町上溝字松原４番地28
破産者　高橋　正吉
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１１号
山形県新庄市金沢2320番地の２　コーポ土田102
破産者　佐藤　征志
１　決定年月日　令和８年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部